

令和6年3月29日

人 事 院 事 務 総 長

「管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について」の一部改正について（通知）

「管理監督職勤務上限年齢による降任等の運用について（令和4年2月18日給生一16）」の一部を下記のとおり改正したので、令和6年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係 1・2 （略） 3 規則第3条第3号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。 一～五 （略）	第1 管理監督職勤務上限年齢による降任等関係 1・2 （略） 3 規則第3条第3号の「人事院が定める官職」は、次に掲げる官職とする。 一～五 （略）

六 国立感染症研究所の所長、
感染症疫学センター長、エイ
ズ研究センター長、病原体ゲ
ノム解析研究センター長、イ
ンフルエンザ・呼吸器系ウイ
ルス研究センター長、薬剤耐
性研究センター長、感染症危
機管理研究センター長、治療
薬・ワクチン開発研究セン
ター長、実地疫学研究セン
ター長、次世代生物学的製剤
研究センター長、安全管理研
究センター長、品質管理研
究センター長及びハンセン病研
究センターの長

七・八 (略)

4～7 (略)

六 国立感染症研究所の所長、
感染症疫学センター長、エイ
ズ研究センター長、病原体ゲ
ノム解析研究センター長、イ
ンフルエンザ・呼吸器系ウイ
ルス研究センター長、薬剤耐
性研究センター長、感染症危
機管理研究センター長、治療
薬・ワクチン開発研究セン
ター長、実地疫学研究セン
ター長、次世代生物学的製剤
研究センター長及びハンセン
病研究センターの長

七・八 (略)

4～7 (略)

以 上